

一般財団法人 みらい創造財団朝日のあたる家  
役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家（以下「当法人」という。）の定款第32条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は役員等に対し、理事会、評議員会、その他職務の執行に必要な会議に出席の日当として、1日5千円（源泉所得税控除後）を支給することができる。

- 2 当法人は監事に対し、監査報酬として、年次監査終了後に理事会で定めた金額を支払うことができる。
- 3 報酬等が発生した場合は、発生した月の1か月分を、翌月末までに金融機関の本人の口座に振り込んで支払う。

(常勤役員等の報酬)

第4条 当法人の常勤役員には月額40万円以内で報酬を支給することができる。

- 2 各々の常勤役員等の俸給月額等は前項の金額の範囲内で代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

(費用)

第5条 当法人は、役員等が職務の遂行に当たって負担した費用を支払う。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(改正)

第6条 この規程は評議員会の議決により改正することができる。

附則

この規程は、令和5年10月19日から施行する。(令和5年10月19日評議員会決議)